

板橋区立文化会館及びグリーンホールの利用申請受付
の特例等に関する事務処理要綱

(平成11年1月28日区長決定)

(令和元年5月17日一部改正)

(令和5年2月1日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱の目的は、次のとおりとする。

- (1) 施設利用者の利用機会の増大のために規定した、東京都板橋区立文化会館条例施行規則（昭和57年板橋区規則第27号。以下「文化会館規則」という。）第3条第1項ただし書及び東京都板橋区立グリーンホール条例施行規則（昭和44年板橋区規則第10号。以下「グリーンホール規則」という。）第2条第2項ただし書に定めた利用申請受付期間の特例の運用を定める。
- (2) 板橋区（板橋区教育委員会を含む。）の後援名義使用承認を得ようとする者に対して利用申請時に施設使用料の5割相当額の徴収を猶予できるように規定した、文化会館規則第5条第2項及びグリーンホール規則第4条の2第2項についてその手続、後援名義使用の承認、非承認決定後の施設使用料の納付等について定め、利用者の利便性と歳入確保の調和を図る。

(受付期間の特例等)

第2条 前条第1号を適用する施設、受付期間、利用形態等は次のとおりとし、この規定は、文化会館規則第3条第1項本文及びグリーンホール規則第2条第2項本文により受け付けした利用承認事項の内容変更についても適用する。

- (1) 適用する施設は、別表1欄「対象施設」に掲げる施設のみとする。
- (2) 受付期間の終期は、別表2欄「受付期限」による。
- (3) 申請できる時間は別表3欄「利用可能区分」による。
- (4) 利用承認は、別表4欄「承認条件」に適合し、板橋区立文化会館大ホール及び小ホールにあつては別表備考に列記した事例にあてはまるものに行う。
- (5) 利用区分前後の延長利用は、別表5欄「延長利用の適用」による。
- (6) 本条により承認した事項の内容変更は、東京都板橋区立文化会館条例（昭和57年板橋区条例第7号。以下「文化会館条例」という。）第11条第4号又は第5号、東京都板橋区立グリーンホール条例（昭和44年板橋区条例第10号。以下「グリーンホール条例」という。）第12条第4号又は第5号の規定により利用の承認を取り消された場合のほか、利用者の責任によらない理由で利用できなくなった場合に1回だけ行うことができる。

なお、既に承認された事項に本条を適用して内容変更したものについて

も同様とする。

(使用料の納入猶予)

第3条 第1条第2号の手續、事務処理は次の各号による。

- (1) 文化会館規則第5条第2項及びグリーンホール規則第4条の2第2項に規定による使用料の納付の猶予を得ようとする者は、利用申請の際に口頭でその申し出をしなければならない。
 - (2) 前号の申し出を受けた職員は使用料の5割相当額を徴収し、残額の納入猶予を表示した利用承認書を交付する。
- 2 後援名義の使用承認又は不承認を通知された者は、次の手續を取らなければならない。
- (1) 承認通知書の交付を受けた者は、利用日の10日前までに既に交付された施設利用承認書と当該通知書の写しを添えて「使用料減免申請書」を提出する。
 - (2) 不承認通知書の交付を受けた者は、施設利用日の10日前までに既に交付した利用承認書を提示し、使用料の残額を納付する。
- 3 前項第1号が履行されないときは、猶予した残額を徴収し、前項第2号が履行されないときは、文化会館条例第11条第3号、グリーンホール条例第12条第3号の規定に基づいて利用承認を取り消すことができる。この場合において、既に納付された使用料は還付しない。ただし、不承認の通知をもって、利用者が利用の取り消しを申請した場合は、文化会館規則第10条第1項第4号の規定による。

(担当)

第4条 この要綱に関する事務は、区民文化部文化・国際交流課が担当する。

(委任)

第5条 この要綱の施行について必要な事項は、この要綱に定めのあるもののほか、区民文化部長が定める。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成16年7月12日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は令和元年5月17日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

- (1) 別表グリーンホールの部の改正 平成28年6月1日

(2) 別表文化会館の部の改正 平成28年9月1日

付 則

この要綱の一部改正は、令和5年2月1日から施行する。

別表

	1 対象施設	2 受付期限	3 利用可能区分	4 承認条件	5 延長利用の適用
文化会館	大ホール舞台面のみ 小ホール舞台面のみ	利用日の5日前まで	全利用区分	(1)禁止行為の解除申請を要しないもの。 (2)備考に明記されたもので、受付時に確たる進行時間、付帯設備等を申告できるもの。	(1)午前利用区分開始前の延長利用は認めない。 (2)午後または夜間利用区分開始前30分の延長利用は可能であれば認める。 (3)夜間利用区分終了後の延長利用は認めない。
	第1会議室 第2会議室 第3会議室 第4会議室	利用日の当日まで	全利用区分	なし。	
	第1和室 第2和室 第3和室 第4和室	利用日の前日まで	全利用区分	受付時に、座卓、座布団等の配置及び使用付帯設備等について、確たる申告ができるもの。	
	第1茶室 第2茶室	利用日の当日まで	全利用区分	なし。	
	リハーサル室	利用日の当日まで	午後、夜間区分	譜面台を使用しないもの	
	第1練習室 第2練習室 第3練習室	利用日の当日まで	第2区分から第5区分まで	音響セットにあらかじめ付随しているマイクロホン本数を超過してマイクロホンが必要とせず、譜面台を使用しないもの。	
	グリーンホール	1階ホール 2階ホール 601会議室	利用日の5日前まで	全利用区分	(1)禁止行為の解除申請を要しないもの。 (2)受付時に、机、椅子等の配置、使用付帯設備等の確たる申告ができるもの。
504会議室		利用日の前日まで	全利用区分	受付時に、机、椅子等の配置及び使用付帯設備等について、確たる申告ができるもの。	
101会議室 501会議室 502会議室 503会議室 701会議室 702会議室 703会議室		利用日の当日まで	全利用区分	なし。	

備考

- 大ホール舞台面及び小ホール舞台面の承認条件(2)に該当する事例は次のものとする。
 - 調律を要しないピアノの練習及びスタインウェイを除くピアノを利用者が手配した調律師免許所持者が調律するピアノの練習。
 - 歌、楽器の演奏、踊り、演劇等の練習で、舞台上の機材等の設営が舞台管理従事者(3人)の業務量を超えないもの。
 - 映画フィルム、ビデオテープ等視聴覚機材、音響機器等の試写、視聴及びこれらに類似したもの。
 - 上記以外の事例で、舞台管理従事者が指示した人員を主催者が手配し、舞台設営にあたって舞台管理従事者の指導に従い舞台設営が可能であると認められかつ施設に責がない人員の怪我、設備等の破損などに対する責任能力を有すると認められるもの。